

新たな福岡の避密の旅 観光キャンペーンご利用条件について

新門司港 到着便が対象となります。

★最新の情報は、新たな福岡の避密の旅 観光キャンペーン公式ホームページをご確認ください。

<https://new.fukuoka-himitsu-travel.jp/2nd/>

★ご乗船の皆様が以下のワクチン回数を接種済みであること、
または対象検査の結果が陰性であることが条件となります。

当日フェリーターミナル窓口にて、ご乗船の皆様の
ワクチン接種証明又は陰性結果通知書、本人確認書類の提示が必要です。

○ワクチン接種証明を提示される場合（※画像や写し等の提示でも可）

3回目を接種済であること

○対象検査の結果通知書（陰性）を提示される場合

（※メールの結果通知の提示でも可《原本を撮影した画像や写しは不可》）

・検査結果通知書 必要記載事項

①受検者氏名 ②検査結果 ③検査方法 ④検査所名 ⑤検体採取日 ⑥検査管理者氏名 ⑦有効期限

・検査結果通知書 有効期限

【PCR 検査・抗原定量検査等】 検体採取日より+3 日が有効期限

【抗原定性検査】 検体採取日より+1 日が有効期限

（例：1月10日にご乗船の場合）

検体採取日	1月4日	1月5日	1月6日	1月7日	1月8日	1月9日	ご乗船日 1月10日
PCR 検査等	×	×	×	○	○	○	○
抗原定性検査	×	×	×	×	×	○	○

※ワクチン接種歴または検査結果の提示条件を満たした同居する親等の監護者が同伴する場合は、

12歳未満の児童は検査不要

○本人確認書類につきまして【原本の提示・いずれも現住所の記載が必要です。】

運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、健康保険証、年金手帳、学生証、

発効後6ヶ月以内の住民票 等

→本人確認・利用対象都道府県の居住者であることを確認いたします。

当キャンペーンを適用される方全員の本人確認書類が必要です。

必要書類を確認できない場合、新たな福岡の避密の旅 観光キャンペーンを適用できません。

（後日の提出も認められておりませんのでご注意ください。）